

【委員会記録】

寺井委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。(10時34分)

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けすることにいたします。

【報告事項】なし

井上警察本部長

報告事項はございません。

寺井委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

竹内委員

おはようございます。今回の3.11の大震災の中で、一番我々が敬意を表したいのは自衛隊、消防、そして警察。我が徳島県警の本当に涙ぐましい今回の活動に心から敬意を表し、これからも頑張ってもらいたいという思いでいっぱいでございます。

私は、当選してから、前々からも徳島東署の移転改築の問題を、総務委員になって東署へ行くたびに、何回か東署の中でも申し上げたことがございますけども、東署というのは徳島の警察の象徴的警察署であります。しかも徳島市の一番中心部の中で、一番人口も抱えており、繁華街も抱えながら、従来から一番重要な拠点であるということは、みんなが認めておる警察署であります。これが御案内のように私も何回も行って、何回も同じような答弁をもとるんやけど、今これだけの震災があつて、三連動も来るであろうと言われていながら、耐震もできていない、このままいくと倒壊してしまうおそれもある。しかもその後、津波が襲ってきたとしたら、かちどき橋でヨットが全部あそこにぶち当たって、せきどめされて、そして水がばあつとあふれたら、まず一番最初に東署が全滅するんでないか。留置されている人も含めて、警察職員も犠牲者が出るのでないかという危惧を抱いているところであります。

もう築40年以上過ぎて、これはもう耐震を今からするというような状況ではないし、あるいは今の現状が駐車もなかなかままならんという状況はもうわかり切っている、皆さんも御案内のとおりです。県議会の皆さんも御存じでありまして、何回も視察に行っておりますから。そういう状況の中で、また同じ答弁が来るんかもしれませんけども、幸い警務部長さんは着任早々でございますので、ぜひ、この問題について新たな決意の中で、どのようにされるのか、県当局とは穏やかな話ではなかなか向こううんと言わんと思います。財政的な問題が今非常に厳しい状況ですから。しかし、人の命を守る、その拠点である東署をこのままほうって

おいていいのか。金がないけんできん、こんなばかな話はないんだと、これは県会議員の皆さん同じ意見であらうと私は思っておりますので、ぜひ警務部長さんの決意をお聞きしたいと思います。

池田警務部長

徳島東警察署の整備につきましては、県警察といたしましてこれまで検討を行ってきたところでございますが、さきの東日本大震災の被害等をかんがみますと、警察署等の警察施設の防災拠点として果たす役割は極めて重要でございます、速やかに整備しなければならないものと認識しております。

徳島東警察署につきましては、建築後40年が経過しており建てかえが必要でございますが、現在の敷地が狭いことから、移転して整備する必要があると認識しております。

このため、治安の実態、災害への対応等を勘案しまして、利用可能な県有地等の移転場所を模索しているところでございます。今後とも関係部局等と協議を重ねまして、一日でも早く整備できますよう、私といたしましては最大限の力を尽くしてまいる所存でございます。以上でございます。

竹内委員

移転場所というのも大変なあれだけの敷地、あれの何倍かないと本来の東署としての活動ができないだろうと思えますし、場所についても、どこでもいっていいわけにもいけませんので、大変な作業があるんだろうと思えますが、多分、今までにもいろいろな形で警察の内部では、そういう問題についてやってきたと思うし、今まで検討もされてきた。県の知事部局、財政課等々との話し合いというのは今までにされたことはありますか。

乾会計課長

ただいま委員から、県と東署の件に関しまして、交渉したことがあるかと、そういう場を持ったことがあるかと、こういう御質問でございましたけども、これまで県警におきましては、県が持っている公有財産の有効活用を図っていくということで、いろんな適地を探してまいりました。何分、そういった土地に関しまして、その利用につきましては、警察自体が利用できる段階ではないということで、県のいろんな交渉の経過、それを待っているといったような状態でございます。6月の時点で同様の御質問もありましたけども、そういうことも含めまして、土地の特定には至っていないというようなことが、今の現状でございます。

竹内委員

もともと警察の方っていうのは遠慮深いところがあって、そういう財政との闘いみたいなもんはやったことがないと思えます。だから得意な公安委員長に、ぜひ先頭に立っていただいて、これは考えてみたら恐ろしいことなんです。やっぱり警察官や職員や留置人までも犠牲になるおそれがあるということですから、ぜひ、トップ同士、公安委員長が知事に、これはもう大変な問題だと、議会で決議せえっていうなら我々しますから、交渉の能力を今まで培ってきた公安委員長ですから、ぜひお願いしたい。公安委員長にちょっとお聞きしたい、決意のほどを。

畠山公安委員長

今、委員から、御質問なり決意について御指名をいただきました。私も公安委員になりましてことしで3年目でございます。この公安委員になってから、定例の公安委員会のたびに東署の建てかえの問題、移転の問題については、ずっと議論をして私たちもそれぞれ意見を出しております。

ことしも1カ月くらい前の定例の公安委員会で、ぜひとも早くやろうじゃないかと、減災という言葉を知事もよく使っておりますけれども、助かる命を助けようというならば、やはり、今の東署の状態ではおかしいのではないかということを私は常々思っておりますし、意見としても出しております。今、委員の御指摘のとおり、それぞれ体制が整いましたら、知事等々にも面会をしていただいて要望をしていきたい、お願いをしていきたいとこのように思っております。以上です。

竹内委員

畠山委員長から力強い決意をいただきました。ぜひ、本当に助かる命を助ける。助ける人がやられたんではどうにもならんということですから、ぜひこの問題。

幸い、その適地はここであえて言いませんけど、前の議会で言ったけども、徳島市との話し合いは私も一生懸命に入って頑張りますので、その適地も早急に確保ができるような状況をつくっていききたい。私なりに議会の皆さん等の力をいただいてやっていきたいと思っておりますので、ぜひ直ちに行動に移っていただきたいと要請をして終わりたいと思っております。よろしく申し上げます。

児島委員

今、竹内委員のほうからもありましたが、やっぱり本県中心部の治安を守る東署が早く建てかえをして、本県のそういう安全を守るという意味で、ほかの施設と違うわけでございますので、私からも早く建てかえをお願いしておきたいと思っております。

私からは、きのうも新聞を見ておりますと、警察学校の卒業生の記事が載っておりました。22歳から28歳の29人が警察官として一斉に卒業したわけでございます。

きょうの質問は、これも新聞記事等に載っておったわけでございますが、皆さん御案内のとおり警察の組織につきましても、ここ数年来、やはり、逆ピラミッド型で高齢の方々が大量に退職をされて、若手の警察官の育成ということで、大変現場でも御苦労されておるとというのが実態でなからうかと思うわけでありまして。そんな中で若手の育成ということで、何点か質問をさせていただきたいと思っております。

今申しましたように、今回、大量の退職者が出て、特に刑事部門の捜査員のうち、今、勤務歴5年未満の方々が全体の3割を占めるという実態があるようでございます。これイコール、やはり本県における捜査力のすぐに低下っていいのか低迷というのは言い過ぎかもわからんわけではございますが、現場では大変御苦労されておると思うわけでございます。

その刑事部門の捜査力に限らず、やはり警備、交通、生活安全部門、すべての部門において、今現場では大変な問題が生じているのではなからうかと思うわけではございますが、まずは警察全体で若手の警察官の割合が、どのような状況になっているのかお聞かせをさせていただきたいと思っております。

池田警務部長

本県警察官の人数でございますが、平成23年の4月1日現在で1,516人でございます。そのうち20歳代は393人で、全体に占める割合は25.9%でございます。また、30歳代は382人、全体に占める割合は25.2%でございます。ほぼ半数が20代、30代という状況でございます。また、勤務経歴5年未満の者につきましては322人ございまして、全体に占める割合は21.2%でございます。

児島委員

ありがとうございます。やはり今御答弁いただきましたように、20歳、30歳代の方々が全体の半数を占めるということで、他の職場と比較するわけではないんですが、警察官という非常に厳しいお仕事の中で、若さももちろん必要でしょうけれども、やはり今まで携わった経験というのが必要な職場であることは私が言うまでもないわけではあります。その中で冒頭申し上げましたように、これから、その半分を占める若手の皆さん方の育成というか指導というのが、これからの本県の安全・安心を含め、警察に頼りするすべてにかかってくるのではなかろうかと思うわけでございますので、さらにそういった若手育成の御指導をお願いしておきたいと思っております。

続いて、これも非常に残念なことなんですが、毎回委員会で報告事項の中に、これは冒頭の質問にありましたように、若手がふえておるといのも現状でなかろうかと思うわけではございますが、これは決して交通事故というのは、取り締まり中の本当に緊急の中での事故でございますので一般の交通事故とは違うのは十分わかっております。しかし、近年、議会のたびに勤務中の交通事故の報告がなされておるわけでございますので、過去3年間の交通事故の専決処分となった若手職員の状況について、わかる範囲でお聞かせをいただきたいと思っております。

今井首席監察官

お尋ねの若手警察職員による過去3年間の交通事故、専決処分をお願いいたしました事故の状況について御説明いたします。

過去3年間と本年9月末現在で把握しております数は20歳代の職員これが22件、全体の44.9%。それから30歳代の職員12件、24.5%。これら20代、30代合わせて約7割を占めております。

また、これらの者のうち勤務経歴、採用後5年未満は17件、34.7%を占めておる状況となっております。

児島委員

ありがとうございました。やはり今の御答弁で若手の方が多いというのは重々わかります。白バイともちょくちょく会うんですが、運転されているのがもちろん若手の皆さんでございますので、事故に遭ったときのそういった対象となるのは若手の皆さんが多いというのは重々承知ではありますが、やはり緊急を要する事件、交通違反等の取り締まりということで大変なお仕事ではありますが、近年、議会のたびに事故等の補償の報告がございますので、この点について普段も十分研修やそういった指導等はなされているとは思いますが、教職員とかの場合は、教え方とか休み中にいろんな御指導があるんですが、警察も私の知

識不足で何なんですが、そういった指導等に対する内部の研修というのは警察のほうでもやられと思うんですが、この点の内容をわかる範囲で結構でございますのでお聞かせいただきたい。

今井首席監察官

先ほど御説明いたしましたように、20代、30代の職員による公務中の交通事故、これが約7割を占めておるとい状況であります。これらの年代の職員というのはパトロール活動とか、あるいは初動捜査活動等、街頭活動に従事する機会が比率的に非常に高いというのも実態でございます。これら職員に対する交通事故の防止を初めとした各種指導教養というのは、当然、重点的に実施すべきものと考えております。

それで、これまで県警察といたしましては特に公用車両につきましては、2輪、4輪とも運転技能の検定制度を導入して検定合格者に限って公用車両の運転を認めております。また、それぞれ個々の職員に対して運転適性検査の結果を活用して、職員個々の性格や能力等に応じた指導教養を実施してきております。

また、職員の交通事故防止対策を重点的に推進する期間を設定いたしまして、各所属で具体的な事故事例に基づいた討論等を実施するなど事故防止対策を強化いたしております。また、若年職員の事故、当事者に関しましては、再発防止の実践塾を毎年実施いたしております。ことしも強化期間において延べ4日間、49人の事故を起こした職員とか、あるいは運転上注意を要する職員を選別いたしまして、これを開催いたしております。具体的には、それぞれ丸1日をかけて、学科講習、試験コースを利用しての技能指導、それから安全運転呼称の実践的な指導とか、反省検討会などを行っております。

さらに、事故当事者につきましては、当該事故の原因とか、あるいは未然防止のためにはどのような措置をとっておいたらよかったのかなどを、みずから考えていただいて、それでそれらをもとにした反省文の提出をさせております。引き続き、若手職員に対するこれら指導教養に重点的に取り組んでいきたいと考えております。

児島委員

わかりました。そういった方々を対象に、今おっしゃっていただいたように研修等も十分していただいておりますので、引き続き、やはりそういった件数を減らして、そしてまた、そういった若手の皆さん方が無事育成するために、内部の研修も引き続き十分行っていただきたいと思っております。

最後であります。冒頭申し上げましたように、50%を超える若手の警察官が、これからの本県の治安、交通すべてを、県民を守っていただくという大きなお役を背負うわけであり。そんな中で、若手職員のこれからの成長育成というのが、本県の将来にもかかわっておると思うわけですが、これも新任されたばかりの警務部長に、これから本県の治安維持のために、早く若手の警察官が一人前になるように御指導いただく、そういった取り組みを最後にお聞きをして終わりたいと思っております。

池田警務部長

県警察におきましては、大量退職等に伴う現場執行力の低下を見据えまして、平成17年に精強な第一線警察構築総合プランを策定いたしまして、組織を挙げて若手警察官の早期戦力化を図っているところでございます。

具体的には警察学校におきまして、新たに採用された警察官、新たに刑事等の専門部門に登用される警察官などに対しまして、実際の現場及び発生する可能性の高い事案を想定した実戦的訓練や、OB等による研修等を充実強化して実施しております。また、第一線現場の警察署におきましては、ベテラン警察官のマンツーマン指導により、専門的な知識技能の伝承教養を行うとともに、若手警察官の自主研さんグループ活動を組織的に支援するすだちプロジェクトを立ち上げまして、実戦塾、伝承塾などを開催し、さらに若手警察官による河川清掃活動等のボランティア活動を促進するなど、その育成に力を入れているところでございます。

なお、若手警察官の育成に当たる指導者につきましては、適任者を選定しますとともに、研修等を行ってスキルアップを図りまして、的確な指導が行われるようにしております。今後とも、警察の執行力を低下させることのないように、若手警察官の早期戦力化を組織を挙げて推進し、県民の期待にこたえていく所存でございます。

福山委員

竹内委員さんのほうからお話出ました東署の建てかえの件、私もぜひ強く要望しておきたいんですけども、私も以前から言っておりました。この問題については、本当に中心になるべき東署が地震でなくなってしまう、耐震も全然できていない、ああいう形の中で東署に何かあれば、こういう東北の今回の震災にしても、いろんな犯罪が多発しました。そういうことを考えれば、やはり拠点となるべき東署の整備というのは早急にすべきだと思いますので、その点を強く要請しときたいと思っております。よろしく願いいたします。

私のほうからは、ちょっと新聞記事なんですけども先般出ました新聞によりますと、本年の1月から8月下旬までにゲームサイトやプロフィールサイトを通じて、県内で性的被害などに遭った児童、生徒が15人いると出ておりますけれども、ちなみにこの3年間どのような経過になっておるのですか

松岡生活安全部長

この出会い系サイトやコミュニティーサイト、これらの携帯電話やインターネットを介して性的被害に遭われた方でございますが、平成20年が2名、平成21年が32名、平成22年が27名となっております。なお本年は、今お話がありましたように8月現在で15名となっております。

福山委員

急激にふえています。行政の新聞の切り抜きで見たんで、これは児童ポルノの事件ですけどね、これがごとしやっぱり1月から6月に全国の警察が摘発した児童ポルノ事件は649件、前年同期比で9.1%増、それで455人、9.4%増を逮捕、書類送検。被害児童数は310名、これが14.4%増ということで、これは児童ポルノの事件ですけども、何かふえておる。

今回この新聞が出て現在15名で、2名、32名、27名、現在15名とふえ方が多いですね。こういうことについて、どこに問題があるのかなというふうに思うんですけども、この新聞報道によると、高校生の携帯電話というのが大きな問題になっているようでございます。

このアンケートによりますと、中学生は全国平均67.4%に対して67.5%で、ほぼ全国水準ですけども、小

学校は 72.7%で全国平均を下回って 11 番目に低い。この高校生に至っては、全国平均が 52%に対して 36.6%、フィルタリング機能の形ですけれども、非常に低い数字になっておるんです。このような事件をやはりよく抑えるためには、やっぱりフィルタリングの機能を有効に利用するべきで、何でここまでできていないのかなとも思うんですけれども、私はこういう件について子供たちを守るために教育委員会等々と連携を取りながら、この問題について、その普及を徹底すべきであるという考えを持っておるんですが、どのようにお考えですか。

松岡生活安全部長

委員御指摘のとおりでございます。携帯電話のフィルタリング普及啓発、これに関しましては、教育委員会との連携が不可欠であるというふうに認識しております。これまでも各学校におきまして、携帯電話・インターネット安全教室、こういうものを積極的に開催をいたしております。そして、連携した活動を推進してきたところでございます。

具体的に申しますと、ことしの1月には、県下の小中高校生からフィルタリング予防ポスターや標語を募集いたしまして、応募者を表彰、あるいは優秀作品につきましては、啓発用ポスター、これを作成いたしまして、県下の全学校に配布したところでございます。

また、本年1月末には教育委員会と連携をいたしまして、高校の入学説明会、これにおきまして携帯電話のフィルタリングの啓発リーフレット等を保護者に配布いたしました。5月には公安委員会と教育委員会との意見交換会の場、これにおきまして警察から子供が使用する携帯電話へのフィルタリング 100%に向けた対策等につきまして説明を行い、協議をいただいたところでございます。また、9月には県のPTA振興大会の出席者約 800 名に対しまして、共同作成したフィルタリングの啓発チラシ、こういったものを配布いたしております。

しかしながら、今回のアンケート調査で、高校生のフィルタリング利用が全国ワースト5位というような状況でございまして、これまでの施策が十分に浸透していないということを重く受けとめまして、今後も子供が使用する携帯電話へのフィルタリング 100%に向けまして、特に携帯電話の販売店や、そういったところへの協力要請、覆面調査等を含めまして、指導を行いますとともに、教育委員会を初め関係機関と連携をいたしまして、広報啓発活動を推進していくことといたしております。

福山委員

松岡部長さん、携帯電話、これは高校生以下が購入する場合、これは本人が行って契約できないですね、たしか。ちょっとそれだけ、済みません。

松岡生活安全部長

これにつきましては、保護者のほうが契約をしていただくということでございまして、子供が直接ということではなしに、保護者と同伴、あるいは保護者の方が購入したものを子供さんに渡しておくということになってございまして、現在のところは、そういうことです。

福山委員

別のところの調査を見てみたんですけど、携帯電話を使い始めた時期を見ると、高校入学以前からが神奈川 94%、東京 92%など大都市圏が多いんですけど、石川とか山形とか、徳島県はこれ数字がちょっと入っていないんですけども、非常に低いと思うんです。ただ、これだけ小学生あるいは中学生のほうが、こういう数字で、中学生は、ほぼ全国並みの数字を出しておるんですけども、小学生は 75.9 が 72.7 などと低い、これも全国 11 番目に悪いということになっておるんですが、高校になって何でここまで急に悪いのかなど。このフィルタリングというのは、2009 年に法律で義務化ということをしておるわけです。携帯電話の利用者が 18 歳未満の場合は親が不要と言わない限り、携帯電話を売る側が設定しなければならないということになっておるようです。やはりこれが一番私は大きな問題だと思います。それで、このあたり携帯電話を契約するときに、どのような指導をしておるのかお伺いしたいです。

松岡生活安全部長

委員御指摘のとおり平成 21 年の 4 月に青少年インターネット環境整備法というのが制定されまして、青少年が使用する携帯電話につきましては、関係業者にフィルタリングの利用を条件として販売することと義務づけられております。

しかし、個々の携帯電話の契約、販売、この現場におきましては、そのフィルタリングの積極的な活用、利用というそういうものが徹底されていないというところが現在のところございまして、非常に懸念されているところでございます。これにつきましては、さらに指導を進めていきたいというふうに考えております。

なお、昨年 12 月には徳島に支店がございます携帯電話会社、あるいは大手量販店等を初め、県下すべての携帯電話販売店 103 店舗ほどございますけども、これに対しまして協力要請文書を発出したところがございます。

また販売店そのものに対しまして、実態調査といたしまして、警察官による覆面調査を実施いたしております。そのときに不備な点につきましては、担当者に加えまして責任者を呼び、現場において具体的に指導してございます。

また、防犯ボランティアと共同した新たなポスターやチラシ、これらを全販売店に配布して再度協力要請を行っているというところでございます。しかし、ただいまの結果も含めまして、今後とも継続して覆面調査を実施するなどをして、官民一体となった携帯電話販売会社への協力要請、あるいは徹底した指導をしまいる所存でございます。

福山委員

義務化ということで、義務ということですから、非常に指導という点でも難しい点もあろうかと思うんですけども、一番やっぱり親というのが、この全国調査をしている分と調査が一緒ではないのかもわかりませんが、比較しても、やっぱり子供を信じているという、信用しているという親の責任も、親にもやっぱり知ってもらわなければいけない点が非常に多いと思います。活用率でいくと、全国で見たら 47%。これは県内かな、子供を信用しているというのが 102 人と最多、やはり一番多いですよ両方とも。あと親が無関心で特に必要性を感じないとか、それと、やはり購入時に全然説明を受けなかったということもありますので、そう

いう点からいけば、親の責任と販売店の責任というのは非常に大きいものがあると思います。そのあたり、やはり先ほど児童ポルノのほうの事件の数字ですけれども、これを見ても県内の性的被害にしても、これだけの数字というのは、私はかなり実際高いと思うんです。県民の中で、これは大きな問題だと思しますので、このあたり、もう少し厳しい指導を、今言うていただきましたけれども、これはPTA関係からいかにいかんのかどうか分かりませんが、親に対するその必要性というのをもっと認識を強くしてもらって、そういう形。それと販売店、これについては特に厳しく今後やっていただきたい。このあたり本部長、ほんまに大事でしょう、いかがですか。

井上警察本部長

ただいまの福山委員の御指摘、まさにそのとおりであろうと考えております。

実は、私も長男には携帯電話を持たせておまして、できるだけ自由に制限がない形で使いたいというように本人が言うておりましたけれども、それはだめだ、フィルタリングが当然条件であって、それはまだまだ高校生の分際であるんだと、そのようなことを言うてフィルタリングをかけております。どうしても委員御指摘のとおり、実際に先ほど御説明したような性的な被害、性的な被害以外にもさまざまなトラブルや犯罪被害も、このほかにも御説明した件数以外にもあり得ることございまして、やはりそういった実態を今まで以上に、まず保護者の方によく理解をしていただくべく教育委員会と協調して、努力をしてみたい。片方では、先ほど松岡生活安全部長から御報告申し上げたとおり、携帯電話の販売店に、きっちりと販売時に説明をし、フィルタリングのその有用性なりの説明をいただけるように引き続き指導を強めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

長尾委員

何点かお聞きをいたしますが、まず1点は、先日、全国放送のテレビで警察の都道府県のいろんな活動を紹介していた番組がありまして、徳島県警の関連で、「おい、小池」が出ておまして、東署の刑事の方で大変個性的な方が出ておりましたが、この件はテレビ局が選んだのか、県警本部として、ぜひ「おい、小池」逮捕に協力してくれと言って申し出たのか、それから、あれでどれくらい電話があつて、有力な手がかりがあつたのかお聞きしたい。

西村刑事部長

小池の事件につきましては、10年前の発生からいろいろな刑事広報によりまして、そして情報を提供いただくということで、警察から働きかけて、テレビ局などから取材を受けたり、東京とか関西とか、向こうのテレビ局からどうですかというようなことがあつて、それに対応しているわけでございます。

現在の情報の件数でございますが、大体3,700件程度の情報提供がありまして、追跡捜査班というのがございまして、専従の追跡捜査班員4名がおります。それが中心になって情報をいただいたところへ捜査に行ったり、もしくは他県の情報もございまして。その分については他県にお願いをしてやっているという状況でございます。

今、有力な情報があるかどうかということですが、現在のところは、小池によく似ている者がおるといこと

がほとんどでございまして、例えば、パチンコ屋に出入りしているとそういった情報を集約していると、どの方面に多いかなどがわかるわけでございます。

現在、指定捜査員で 14 名、それと専従捜査員 13 名で事件解決に向けて全力を挙げてやっております。

長尾委員

あの番組の間には、電話は何本あったんですか。

寺井委員長

小休します。(11 時 19 分)

寺井委員長

再開します。(11 分 19 分)

西村刑事部長

テレビ局には約 200 件、それから警察本部もしくは東署に 13 件です。

長尾委員

ぜひ、そうしたテレビ等を使って、一日も早く逮捕ができるように関係者の皆さんの御努力に期待をしたいと思います。

それから、新聞にも掲載されておりましたが、徳島県の暴力団排除措置要綱に基づく排除措置についてということで、先日、吉野川市の有限会社大勝土建が載っておりました。この暴力団排除条例については、ことし4月1日施行ということで、その第1号というようなことが報道されておりました。

そんな中で、私もこれは県下 24 市町村、全部この条例に基づいてやっているものだと思っていたら、徳島市と鳴門市が入っていないと、こういうような報道であって、なぜ肝心な徳島市及び鳴門市が入っていないのか、またそれに対して、県警としてどのような取り組みをしているのか、また、今後その2市については、いつごろする予定なのか、もしわかっているのであれば見通しについてお示しをお願いしたい。

西村刑事部長

委員御指摘のとおり、新聞に大勝土建、暴力団排除措置に基づいて排除したという記事が載っておりました。これは、その要綱であります。委員から今、御指摘をいただいたとおり、4月1日に暴力団排除条例ができました。この条例に基づいて、いわゆる行政庁、自治体が行う工事がありますとか、それから物品の販売、その他の契約から暴力団を排除しようという要綱でございます。

現在、県を含め 25 の自治体がございまして、23 で取り組んでおります。徳島市と鳴門市が未設定ということでございまして、両市ともに今年度中をめどに制定に向けた作業に取り組んでいるところでございまして、警察としても働きかけをしております。本年度中をめどに今作業をしております。

長尾委員

聞くところによりますと、徳島県内の県土整備部の各土木事務所とか、そういったところにも、やはり当初は紳士然として来たりしてるけど、よく調べると、何となくそういう関係の人だということがわかったり、なかなか現場では苦労している話も聞きます。そういう意味において、この条例ができて第1号というのは大きな一歩だと思うし、しかしそれが肝心の県都ができてない、鳴門市ができていない、特に鳴門市も港湾の工事であるとか、もしくは関西に近いということで、町なかにちらほらそれらしき人を見かける場合もあるけれども、ぜひこの2市については、警察のほうも早期に働きかけて、今報告がございましたけれども、早く整備をして実効力のあるものにしていただきたいと思います。

それから、これも先日報道されておまして、警察も随分といろいろと相談を受けておられる、その中で110番はもちろん早期に動くわけだけれども、そういう緊急性ではない相談事が110番に寄せられてると。そういう中で#9110番という制度もあるわけですが、その中で警察としてはこの相談として、警察安全相談、悪質商法に関する相談、廃棄物に関する相談、性犯罪に関する相談、暴走族に関する相談、高齢者の交通安全相談、子ども・女性を守る安全通報ダイヤル、薬物に関する相談、拳銃に関する相談及び情報提供、暴力団に関する相談、犯罪被害者相談、心のケア、子供たちの悩み事相談、子どもたちのいじめに関する相談、運転免許に関する相談、オウム真理教に関する相談、公益通報の相談または公益通報を行いたい場合の相談と大変な数の相談窓口があって、警察もなかなか大変だなという気がいたすわけではありますが、そういう中で、最近何か金が高いということで、そんな悪質なやからが高齢者のところへ訪問したり、そういう中で貴金属を安く買って、そして高くどこかに売ると、買ってもらった方が待てよということで電話しようとしたら、もらった名刺なり書類の電話は通じないとそういうことが消費生活センターにも報告されておって、これは警察ともよく連携をとりながら高齢者の方々を守るということが非常に大事かと思うんです。

そういう中で、今、高齢者交通安全相談というのがあって、これらの相談の中で、やっぱりこの悪質商法ということだと思うんですけれども、この相談件数で最も多い相談っていうのはどの相談なのか、また全体では何件くらい、ホームページに書いてある相談件数がことしどうなのかというのが、さらっとわかるんだったら言ってもらいたい。

松岡生活安全部長

相談の関係でございますけれども、ここ3年間の相談すべての件数でございますけれども、平成20年が1万5,553件、平成21年が1万6,478件、22年が1万7,633件、ことし8月末でございますが1万3,001件という状況でございます。

この中で一番多いものということでございますと、家庭、職場、近隣関係というのが最も多いという状況でございます。ことしの1万3,000件の中では1,955件でございます。

そのほか一般的な防犯問題、あるいは刑事関係、犯罪の被害防止というものがございます。今ありました悪徳商法につきましては、現在のところ平成22年ですと344件、21年ですと473件、20年が505件、そういうふうになってございます。高齢者の方の相談でございますけれども、ことしの1万3,000件余りの中で高齢者の方の相談というのが2,334件、全体の18%というふうになってございます。

長尾委員

今、大変相談件数がふえてきているような気もいたしますし、その中で大変大事なことは県内にある駐在所、交番、そこでいわゆるおまわりさんという地域を巡回する、この役割が大変大事だと思っております。それで前も1回聞いたと思いますが、以前は私の家にも地域の交番の警察官の方々が来られて、私がこの地域の担当ですということで、顔写真入りの名刺を配っていただいたが、最近はない。例えば、交番の方も人事でかわるときがある。そうなった場合、新しい私がこの地域になりましたと、本来こういうあいさつがあってもしかるべきだと思うんだけど、そういう駐在、交番の方が赴任して、最初の段階でそういう顔写真入りの名刺を持って、特に高齢者を含めて回っていくと。そうすると、今言われている相談やいろんな犯罪を防ぐこともできる。そういう意味で、駐在、交番の警察官がそこに赴任した場合に、そういう名刺を何枚、顔写真入りの名刺を渡すようにしているのか、してないのか。しているとすれば何枚くらいをめどにいつまでに回れと、そういうようなことを言っているのか、言ってないのか教えていただきたい。

松岡生活安全部長

警察官が着任した際に、巡回連絡をそれぞれの家庭、事業所等を訪問いたしまして、そういういろいろ一般の方から困り事であるとか、相談を受ける、そういうことも含めまして、巡回連絡を実施することにしたしております。

具体的には、着任後早期に巡回連絡を実施することにしております。それぞれの駐在所、交番の担当員に異動後早期にCR名刺を配布することとしております。警察官の氏名でありますとか顔写真とございましたけれども、その裏に、振り込み詐欺の被害防止の状況でありますとか、先ほどありました#9110、そういう相談の電話番号等記載したものを配布しております。これも警察官の中で受け持ち区域の数が若干変わっておりますので、その者に応じた数を署のほうで確認した上で作成して配布しているというのが実態でございます。

長尾委員

一般的にでもいいから、CR名刺というのは何枚くらい用意して、いつまでに配るようになっているのか。

松岡生活安全部長

この巡回連絡の対象というのが、33万件余り県下でございます。実際に巡回連絡を実施しておるのが、昨年の実績ですと47.3%というふうな実績となっております。これは、早期に回るというのと、年に一、二回以上というふうな規定になってますけれども、今実際に人数の関係もございまして、実施できていないというのが実態的なところでございます。

CR名刺の枚数でございますが、ちょっと今手持ちにございませんですけども、それぞれの受け持ち区域に応じた数をその個人に配布すること、署のほうで顔写真別でございますので、個人に合わせた名刺を作成しているというところでございます。枚数等ございましたら、委員長を通じて資料の提出をしたいというふうに思っております。

長尾委員

33万って言ったかな、33万というのは県下33万世帯という理解でよろしいのかな。

(「事業所も含めて」と言う者あり)

それで、要は写真入りの名刺っていうのは、各家庭においては高齢者であれば押しピンで目立つところへ張っておくとか、それはやっぱり顔写真があるので電話しやすいわけ。なかなか119番とか110番とかなかなかできるものではない、どんな人もわからないから、やっぱり顔写真入りのCR名刺は、私は大事だと思います。これはまだ半分行けてないわけだから、ぜひ、これは御苦労があらうかと思うけれども、やはり全所帯に少なくとも、この地域の警察官の顔写真入りの名刺っていうのがどの家庭にもあるといった場合に、私はかなり今言った相談件数や地域や家庭やどうやこうのあったけれども、僕は一番大事な名刺になると思いますので、ぜひ早期に全世帯どこ行ってもこのCR名刺があるような徳島県警の取り組みをしていただきたい、このように要請をしたいと思いますが、井上本部長いかかでしょう。

井上警察本部長

ただいま松岡部長からお答え申し上げましたとおり、なかなか巡回連絡というのは、当然御不在の世帯もあれば、あと世帯数が多いような都市部になればなるほど、いろんな事件の発生、事故の発生件数も多いという事情がございまして、今申し上げたような実施率になっておるような状況がございまして。

私も着任以来2年近くになりまして、約105カ所の駐在所のうち8割以上の駐在所を訪問しまして、それぞれ地域の実態の状況もお聞きしましたけれども、郡部の受け持ち世帯数が少ないような駐在所では、いろいろお話を聞いて、私の感覚的などころで恐縮でございますけれども、数カ月から半年以内くらいでは、受け持ちの全世帯ほぼすべて、よほど不在がちなお宅を別にすれば、巡回連絡できておるのではないかと私は受けとめております。しかし、おっしゃるとおり、都市部に近いような、やや受け持ち世帯が多い、事件発生数が多いようなところでは、なかなかそこまではやり切れていないというような実態でございまして。

そういった中で、まさに今、御指摘がありましたとおり、なかなか110番できるものではないと御指摘のとおりでございまして、110番ではなくて、受け持ちの交番・駐在所に普通の局線電話で、いろんな御相談事、通報があるという実態も確かにございまして。そういった相談や通報を時期を逸することなくいただくことが、それぞれ住民の皆様の安全の確保、安心の確保にもつながることは、まさに御指摘のとおりでございまして、今まで以上にCR名刺の配布に意を用いてまいりたいと考えております。以上でございます。

臼木委員

在日特権を許さない市民の会の事件について、お尋ねしたいと思います。

昨年4月14日、在特会という団体が徳島県教職員組合の事務所に侵入し、女性職員の業務を妨害したという事件があったということですが、その事件の概要と警察が捜査した状況について、簡単に結構でございますので御説明いただきたいと思います。

久米川警備部長

委員から御質問の、昨年の4月14日、在特会という団体が教職員組合に侵入した事案ということでござ

います。

これは在日特権を許さない市民の会、いわゆる在特会の会員等 19 名が、徳島市北田宮一丁目に所在しております徳島県教職員組合の事務所に押しかけまして、当時、事務所内で職務中でありました女性職員に対して、業務を妨害をするなどしたということで、昨年4月21日に徳島県教職員組合等から徳島西警察署に告訴がございました。これを受理いたしまして、所要の捜査を進め、9月8日、19名のうち7名を建造物侵入及び威力業務妨害で逮捕するとともに、その他の12名に対しましても、同事案で任意捜査を進めた状況でございまして、昨年9月9日逮捕した7名を徳島地方検察庁のほうに送致いたしますとともに、9月24日には、その他の12名につきましても、建造物侵入とか組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反等で、地検のほうに送致をして、事件処理を終了したというところでございます。

臼木委員

今、久米川警備部長さんから捜査の内容をいただきましたが、事案の概要や捜査した状況についてはわかりましたが、私は、わざわざ書記長さんですか、我が会派に来て聞いた話なんです、19名もの男女が事務所に押しかけて、書記長らにハンドマイクで罵声を浴びせたり、机の上にあった書類などをまき散らしたり、110番している電話の受話器を取り上げたりしたと聞いております。その場には警察官も来ていて状況を見ていたのに、押しかけてきた連中の行動を制止もしなかったようにも聞いておりますが、その場で住居侵入とか、そういうような狭い部屋に勝手に入っておるわけですから、逮捕というのはその場ではできなかったんでしょうか。

久米川警備部長

ただいまのお尋ねの件につきましては、当日、昨年4月14日の午後1時14分に徳島県教職員組合のほうから、県の教職員組合の前で拡声器で騒いでおりますというようなことで110番通報がございまして、事案の認知をしたところでございます。直ちに、直近の田宮の交番から3名の警察官が現場に赴いたというところでございます。

現場のほうでは多数の男女が教職員会館の2階にある組合の事務所の中で、同事務所の職員と思われる女性を取り囲んでおって、騒然となっております状況であったということでございます。警察官は、事務所内で何らかのトラブルがあったと判断いたしまして、これをおさめようとしたけれども、騒然となったままの状態が続いたという状況でございましたので、応援を要請して、徳島西警察署等の応援部隊が合流をいたしまして、多数の男女に対して退去するよう説得して排除したという状況でございます。そういったような状況の中で、当時の混乱した現場においては個別、具体的な違法行為等、実行当事者の特定ができるという状況ではなかったということでございます。その後、所要の捜査を進めた結果、9月8日に7名を逮捕して地検のほうに送致したというところでございます。それから、先ほど申しました、あとの12名についても、任意捜査ということで地検のほうに送って一連の事件処理を終了したという流れでございます。

臼木委員

これも関係者から聞いたところによりますと、後の公判で、現場に来ていた警察官は徳島県警の警察官

だけでなく、兵庫県警の警察官も現場にいたように聞いております。もしそれが本当だとすれば、徳島県警と兵庫県警とが事前に連絡調整をしておれば、この事件は事前に防ぐことができたのではないかと私は思うんです。

特に在特会、一応、赤尾敏のような組織だろうと、その種の左翼系の組織だろうと思うんですが、彼らもこれをこうしたらこのような罰則を受けるということは知り尽くしてこういうことをやっておると思うんです。ですから、兵庫県警の警察官はそこに、聞いたとこなんですが、この現場にはいらっしやったんですか。おったとしたら兵庫から来とる在特会の連中でありますから、そういうような行動も察知しとるのではないんですか、お伺いします。

久米川警備部長

本県の警察では、110番通報によりまして、この事件を初めて認知したという状況でございます。事件の発生を前提に事前に他府県警察と連携、調整というのは行っておりません。

また、本県警察官が110番通報によりまして、現場に臨場した際には、現場に居合わせた者は、事件の関係者だけであったというふうに承知をしているところでございます。

臼木委員

そしたら、これも聞いたんですが、在特会という団体は全国的に組織されて、他県においても本県と同じような事件を起こしているとのことですが、このような団体ですので、いつまた同じような事件を起こさないとも限りませんし、抗議であるとか嫌がらせに行ったりするのではないかと、そうした場合、警察としてどのような対応を考えられているのかお聞かせ願いたい。

久米川警備部長

本県警察では、この事件の発生直後、徳島県教職員組合から要請を受けまして、県の教職員組合が入居する徳島県教育会館の責任者の方に管理権を明確化するように、それから自主警備の強化、さらに、こういったことが起こった有事の際の通報要領等について、協議、指導してまいりました。それと同時に、日常の周辺パトロールにも努めてまいったという状況でございます。

また県の教職員組合から、今回の事案に関する集会等を行うという旨の連絡を受けました際には、連絡体制を強化するとともに、会場周辺での警戒強化にも努めてまいったところでございます。

委員から御指摘のような場合、今後も適切に所要の措置を、連携をとりながら進めてまいりたいというふうに考えております。

臼木委員

徳島県警としては、もう一つちょっと御答弁いただけとらんとするんですが、兵庫県警はおいででなかったんですね、ここに。

久米川警備部長

各都道府県警察は、それぞれ個人の生命、身体、財産とか、そういった警察法2条に基づきました活動を、それぞれの県警の判断で推進しておりますので、各都道府県警察の判断でやっておるということについては、コメントは差し控えさせていただきたいというふうに考えております。

臼木委員

久米川警備部長さんは答弁で、6名の者が処分を受け、結果的には6名ですね、7名逮捕したけど6名の者が処分を受け、事件も終結したとのことですが、一区切りはついたものと理解しておりますが、ただこの被害に遭った女性は、この書記長と一職員もこれも女性だった、お二人いらっしやったようなんですが、今でも事件のことを思い出して、おびえている、怖い怖いと言うて、夢にも見たり、夜も寝れんような状況が続いているということを私のとこに来て訴えているんです。そういうことで御答弁いただきましたように、同じような事件が発生しないように、特にこの種の組織でありますので、警戒活動を強く強くお願いして質問を終わります。

古田委員

私は2点お伺いをしたいと思います。

東日本大震災で、大地震、大津波、そういったことで、建物のアスベストなどが、またPCBなどが流出したのではないかというふうなことが言われております。

まずは、アスベストについてお伺いをしたいと思います。県警の建物で封じ込めなどされて飛散はしないようにできている、除去したりとか、そういったことをされてきていると思うんですけれども、今現在、封じ込めなどして、飛散はしないそういった状況にあるのは幾つあって、どこでしょうか。

乾会計課長

警察施設の中でアスベストの対策を講じているところはどこかという質問でございますけれども、現在、警察施設でアスベストの使用を確認している施設は3施設ございます。なお、いずれの施設ともに封じ込め等の対策をしているところです。徳島東警察署、吉野川警察署、つるぎ警察署の3警察署でございます。なお、東警察署については機械室、吉野川警察署については警務課、つるぎ警察署は刑事課の部屋ということになっております。

古田委員

東署については今、委員の皆さんからも建てかえのお話がありました。私も老朽化している東署の建てかえは早急にしていくべきだというふうに思うんですけれども、まだその用地も特定できていない。そして、吉野川署、つるぎ署のほうも統合とかいろんなお話が出ておりますけれども、老朽化している施設だと思うんですが、大地震や津波が起きれば、飛散する可能性があると思うんです。いつ建てかえになるかわからない、そういう建物の場合は、東日本大震災のことを思えば、やっぱり除去を順番にしていくべきだというふうに思うんですが、そのお考えはないんでしょうか。

乾会計課長

委員からは、大規模な震災に備えて、その飛散防止をどういうふう措置をしたらいいのかという質問だったと思いますが、委員質問のとおり、今現在封じ込め対策を講じたものであれば、平常時であれば解体するときも含めまして、そのアスベストの防止措置というのはできております。

しかしながら質問にありましたように、大震災の瓦れきになったときにどないするのか、暴露のリスクというのは非常にあるということは認識しております。

今後そういった封じ込め以外の措置等についてどうすべきかにつきましては、現在国の委員会、東日本大震災におけるアスベスト調査委員会というのがございますが、そちらのほうでも検討しておって被災地における飛散、曝露防止対策の結果、また今後国の関係機関の動きも踏まえまして必要な対策をしていきたいと考えております。以上です。

古田委員

できれば除去していただきたいというふうに思います。

PCBについて伺いをいたします。これは体の中に入れば、毒性が強くて大変脂肪組織なんか蓄積しやすいと、発がん性があるといろんな症状が起こると言われております。

PCBの場合は、四国の場合は北九州のほうで処理をするということで、徳島県の場合は事前委員会とか6月議会でもお聞きしましたけれども、平成22年度から26年度の5年間で処理をするというふうなことになっておりますけれども、県警のほうでどのように保管をされて、それがどのくらいあるのかを、まずはお聞きしたいと思います。

乾会計課長

現在御質問のとおり、PCBを県警の施設において保管しております。PCBにつきましては、本部に特別管理産業廃棄物、この保管場所を設けて保管しております。

なお、現在回収したもののうち、蛍光灯の安定器が361台ございますので、この保管場所に厳重に保管管理をしているところでございます。なおこれまで、PCBを含むものとしてコンデンサもはめられておるんですけれども、22年度に関係所属から回収したものが3台、これについてはもう処分済みとなっております。

古田委員

5年間で計画的に処理をするというふうなことであります。コンデンサなどについては処理をされたということなんですが、あとの安定器、これらは361台あるとのことで、26年度末までというふうな計画ですけれども、できるだけ早く処理をすべきだと思うんですけれども、それはどのようにされる予定でしょうか。

乾会計課長

先ほど22年度にコンデンサ3台を処分したと申しましたが、これは年次計画であったということで計画的に処分をしているという状況の中での処分です。

現在残っている 361 台、これにつきましては、県のほうに届け出をして重量をはかったり、あと委員から先ほど出ました北九州の施設へ持って行って、それで処分をするということで現在計画を進めております。期限につきましては 26 年度までに処分をやってしまおうということを考えております。

古田委員

26 年度までというふうなことで、県全体のことで、計画をされて行うんだと思うんですけども、やはり三連動地震が高い確率で起こる可能性があると言われていた中で、今回の東日本大震災でも、この PCB がたくさん行方がわからなくなって放出をしてしまったのではないかというふうなことも言われております。ですから、できるだけ早く計画的に進めていただきたいというふうに思います。できることから、5 年間でということではなくて、早く前倒しをしても、これは処理するべきだと思いますので、ぜひそういった方向で取り組んでいただきたいと思いますが、今年度、来年度ぐらいにはできないのでしょうか。

乾会計課長

PCB の処分の流れにつきましては、その事業所から都道府県へ届け出をして廃棄物の重量測定を行った後に、日本環境安全事業株式会社、ジェスコと言うらしいんですけども、ここへ処分の申し込みをするというふうなことになっております。それで要件を満たせば、計画的にこれを指定した運搬業者に運送委託して、このジェスコで処分をしていくという状況になっています。

先ほども言いましたけども、コンデンサについても、その年次計画に基づきまして処分をしております。県警といたしましても、委員御質問のとおり、できる限り早目に処分をしていきたいとは考えております。今現在その手続中でございますので、御了解をお願いします。

古田委員

アスベストや PCB は、本当に健康被害、どちらも大きな影響が出るものですので第 2 次の被害が出ないうちに、早く処理をするようにお願いして終わります。

寺井委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それではこれをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。お諮りをいたします。

ただいま審査いたしました公安委員会関係の付託議案はこれを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって公安委員会関係の付託議案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第1号

以上で公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により休憩をいたします。(11時57分)